

○東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例

(平成14年3月14日条例第11号)

目次

- 第一章 総則(第一条～第四条)
- 第二章 行政情報の公開(第五条～第十一条)
- 第三章 個人情報の保護(第十二条～第二十五条)
- 第四章 不服申立て等(第二十六条～第二十七条)
- 第五章 雑則(第二十八条～第三十二条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、行政情報の公開及び個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、村民の村政への積極的参加を推進するとともに、個人の権利利益を保護し、村政に対する村民の理解と信頼を深め、もって公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 二 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(電磁的に記録したものに係るプリンターからの打出しされたものを含む。)、図面、写真、フィルム及びビデオテープであつて、決裁その他これに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- 三 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電磁的媒体、簿冊、台帳等に記録されたものをいう。
- 五 自己情報 当該個人に関する個人情報をいう。
- 六 事業者 事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、行政情報の公開が適正に行われるように、この条例を解釈し、運用するとともに行政情報の公開に当たっては、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、個人情報の収集、保管および取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、自己情報の記録の公開が適正に行われるよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第四条 この条例の定めるところにより行政情報又は自己情報の記録の公開を請求しようとする者は、この制度の目的とするところに従つてその権利を正当に行使するとともに、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第二章 行政情報の公開

(行政情報の公開を請求できる者)

第五条 次に掲げる者は、実施機関に対し、行政情報の公開を請求することができる。

- 一 本村の区域内(以下「村内」という。)に住所を有する者
- 二 村内に在勤している者
- 三 村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる行政情報)

第六条 実施機関は、公開の請求があつた行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該行政情報を公開しないことができる。

- 一 法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報
- 二 次に掲げる行政情報等を除く個人情報
 - ア 法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報
 - イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公益上公開する必要があると認められるもの
- 三 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開する必要があると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によつて生じ、又は生ずる恐れがある障害から消費生活その他村民の生活を保護するため公開する必要があると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公益上公開する必要があると認められるもの
- 四 村政執行に関する情報であつて、次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、試験、入札、交渉、渉外、訴訟等の実施機関が行う事務事業に関する情報であつて公開することにより当該事務事業の実施の目的が失われるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - イ 村の内部又は村と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、協議、検討、調査研究等の意志形成過程における情報であつて、公開することにより公正かつ適正な意志形成に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ウ 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との間における指示、要請、協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
 - エ 村の職員の人事に関する情報であつて、公開することにより人事行政に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - オ 情報を公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるもの

- 2 実施機関は、公開の請求があつた行政情報に、前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該該当する情報が記録されている部分を除き、公開するものとする。

(行政情報の公開の請求方法)

第七条 第五条の規定により、行政情報の公開を請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名
 - 二 公開を請求しようとする行政情報の件名又は内容その他の公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、適切な行政情報の提供によつて行政情報の公開を請求しようとする者の目的が達成されると実施機関が認めるときは、請求書の提出は要しないものとする。

(行政情報の公開の請求に対する決定等)

第八条 実施機関は、前条第一項の規定による公開の請求があつたときは、請求書を受理した日から起算して十五日以内に当該請求にかかる行政情報の公開の可否を決定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定を行つたときは、行政情報の公開を請求した者(以下「請求者」という。)に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、行政情報行政情報の公開をしないこと(行政情報の一部の公開をしないことを含む。)を決定したときは、その理由を併せて通知するとともに、その理由がなくなる期日を明示できるときは、その期日を付記しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、請求書を受理した日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び延長の理由を文書により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第一項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る行政情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(行政情報の公開の実施及び方法)

第九条 実施機関は、前条第一項の規定により行政情報の公開をすることを決定したときは、請求者に対し、速やかに当該行政情報の公開をしなければならない。

- 2 行政情報の公開は、実施機関が前条第二項の規定による通知文書により指定する日時及び場所において行う。
- 3 行政情報の公開は、当該行政情報の閲覧又は写しの交付の方法により行う。
- 4 実施機関は、公開の請求にかかる行政情報を直接公開することにより、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該行政情報の写しにより公開することができる。

(行政情報の任意的な公開)

第十条 実施機関は、第五条の規定により行政情報の公開を請求することができる者から、この条例の適用を受けない行政情報について公開の請求があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(情報公開制度の総合的な推進)

第十一条 実施機関は、行政情報の公開及び行政情報の任意的な公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、村政に関する正確でわかりやすい情報を村民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開制度の総合的な推進に努めるものとする。

第三章 個人情報の保護

(指定管理者の情報公開)

第十二条 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により村の公の施設の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する公の施設管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、指定管理者において前項の規定する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保管等の一般的制限)

第十三条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、法令等に定めがある場合、保管等の目的が正当な行政執行と認められる場合又は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため緊急、かつ、やむを得ないと認められる場合を除き、個人の思想、信条、信仰、社会的差別の原因となる社会的身分その他の個人的秘密を侵害することになる個人情報の保管等をしてはならない。

(個人情報の安全確保等)

第十四条 実施機関は、個人情報の記録の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他個人情報の記録の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、利用目的に必要な範囲内で、その保管する個人情報の記録を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(個人情報ファイルの保有手続)

第十五条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成し、若しくは取得しようとするとき又は届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を村長に届け出なければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報の利用目的
- 三 個人情報の収集方法及び収集対象者の範囲
- 四 個人情報の記録項目
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものその他規則で定める簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、適用しない。

- 3 実施機関は、届出に係る個人情報ファイルを廃止したときは、保管等している当該個人情報の記録を確実に廃棄するとともに、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(個人情報ファイルの公表)

第十六条 村長は、前条第一項の規定による届出を受けた個人情報ファイルについて、速やかに同項第一号から第四号までに掲げる事項(変更の届出にあつては、変更に係る事項)を公表するものとする。同条第三項の規定による届出があつた個人情報ファイルについても、同様とする。

(個人情報の収集の制限)

第十七条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的その他実施機関が定める事項を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 既に公表されたものであるとき。
 - 四 人の生命、健康、生活及び財産を保護するため緊急、かつ、やむを得ない必要があるとき。
 - 五 次条第一項ただし書の規定に基づく目的外利用等によるとき。
 - 六 本人から収集することにより、実施機関が行う当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他本人以外の者から収集することに相当な理由があるとき。
- 2 本人又はその代理人が法令等の規定に基づき実施機関に対し、申請その他これに類する行為を行う場合において、当該申請その他これに類する行為に係る個人情報は、前項の規定に基づき収集されたものとみなす。

(個人情報の目的外利用等の制限)

第十八条 実施機関は、個人情報の記録の目的外利用等(保管等の目的の範囲を超えて実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 既に公表されたものであるとき。
 - 四 人の生命、健康、生活及び財産を保護するため緊急、かつ、やむを得ない必要があるとき。
 - 五 正当な行政執行のため明らかに必要があるとき。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由があるとき。
- 2 実施機関は、個人情報の記録の目的外利用等をしようとするときは、あらかじめ村長へ届け出るものとする。

(受託者の責任)

第十九条 実施機関から個人情報の記録、加工等の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、その業務を行うに当たつて、漏えいの防止その他個人情報の保護に関して実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の記録、加工等の処理の業務を委託するときは、受託者に対し、個人情報の保護を図るため、当該委託業務に係る個人情報の記録の適切な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(個人情報の取扱いに従事する者の義務)

第二十条 個人情報の取扱いを行う実施機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第一項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(従事者の責務)

第二十一条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を深く認識し、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

(自己情報の開示の請求)

第二十二条 何人も実施機関に対し、行政情報に記録されている自己情報の記録の開示を請求することができる。

2 実施機関は、前条の請求があつた自己情報の記録が、次の各号のいずれかに該当する情報を記録するものであるときは、当該自己情報の記録を開示しないことができる。

- 一 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報
- 二 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報
- 三 第六条第一項第四号に規定する情報その他開示することにより実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報

3 実施機関は、第一項の請求があつた自己情報の記録に、前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該該当する情報が記録されている部分を除き、開示するものとする。

(自己情報の訂正等の請求)

第二十三条 何人も自己情報の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し当該記録の訂正を請求することができる。

2 何人も第十二条の規定による保管等の制限を超え、又は第十六条第一項の規定によらないで、自己情報が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の削除を請求することができる。

3 何人も第十七条第一項の規定によらないで、自己情報の記録の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(自己情報の開示、訂正等の請求方法)

第二十四条 自己情報の記録の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「開示、訂正等」という。)を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 開示、訂正を求める自己情報の内容
- 三 訂正、削除又は目的外利用等の中止を求める理由
- 四 前三項に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(自己情報の開示、訂正等の請求に対する決定等)

第二十五条 前条の規定による開示、訂正等の請求に対する可否の決定については、第八条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条中「公開」とあるのは「開示、訂正等」と、「行政情報」とあるのは「自己情報の記録」と読み替えるものとする。

(自己情報の開示、訂正等の実施及び方法)

第二十六条 自己情報の記録の開示の実施及び方法については、第九条の規定を準用する。この場合において、「公開」とあるのは「開示」と、同条中「行政情報」とあるのは、「自己情報の記録」と読み替えるものとする。

2 実施機関は、自己情報の記録の訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該記録の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

第四章 不服申立て等

(不服申立て)

第二十七条 この条例による行政情報の公開又は自己情報の記録の開示、訂正等の請求に対する実施機関の処分に不服のある者は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあつた場合において、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するときを除き、遅滞なく次条に規定する東白川村情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該不服申立てについての採決又は決定を行うものとする。この場合において、当該決定は、不服申立てを受理した日から起算して三月以内に行うよう努めなければならない。

(審査会の設置)

第二十八条 前条第二項の規定による諮問に応じ審査を行う機関として、東白川村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査を行うほか、行政情報の公開及び個人情報の取扱いに関する重要事項について、建議することができる。

3 審査会は、委員五人以内をもつて組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから村長が委嘱する。

5 委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

7 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第五章 雑則

(費用負担)

第二十九条 行政情報又は自己情報の記録の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(検索資料等の作成)

第三十条 実施期間は、行政情報の検索に必要な資料及び個人情報ファイルの目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第三十一条 村長は、毎年度一回、前年度における各実施機関のこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(他の制度との調整)

第三十二条 法令等の規定により行政情報の閲覧、縦覧若しくは写しの交付の手續又は自己情報の記録の開示、訂正等若しくは写しの交付の手續が別に定められている場合で、当該手續によることができるときは、この条例は適用しない。

2 前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する村の施設において、村民の利用に供することを目的として保管している行政情報及び個人情報については、この条例は適用しない。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(行政情報の公開に関する経過措置)

2 この条例に基づく行政情報の公開に関する規定は、この条例の施行の日以降に作成し、又は取得した行政情報について適用する。

(個人情報保護に関する経過措置)

3 この条例に基づく個人情報保護に関する規定は、この条例の施行の際現に実施機関が保管等をしている個人情報及びこの条例の施行の日以後に保管等をする個人情報について適用する。

4 この条例の施行の際、現に保管等をしている個人情報については、この条例の相当規定による手續を経たものとみなす。

附 則(平成一八年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。